

議案第 33 号

「北九州市いじめ問題専門委員会」の委員の追加任命について

北九州市いじめ問題専門委員会委員を次のとおり追加任命する。

令和 3 年 11 月 18 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市いじめ問題専門委員会条例(平成 26 年北九州市条例第 42 号)第 3 条の規定に基づき、いじめ重大事態の調査審議に係る新たな委員を追加任命する必要があるため、この案を提出する。

北九州市いじめ問題専門委員会について

1 北九州市いじめ問題専門委員会とは

- (1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項において、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができる」と規定された。これを踏まえ、平成26年6月25日に公布された「北九州市いじめ問題専門委員会条例（平成26年北九州市条例第42号）に基づき設置したもの。
- (2) 教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
- ア いじめの防止等のための対策に関すること
 - イ 学校におけるいじめに対する措置に関すること
 - ウ いじめにより児童等の生命、心身等に重大な被害が生じる疑いがある場合など重大事態に関すること

2 設置年月日

- 平成26年7月30日

3 委員構成

- 定数 6人以内
- 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

4 委員の任期

- 委員の任期は2年とする。再任されることができる。
(補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。)

5 会議の開催

- 年3回程度
(ただし、上記の「重大事態」等の関する会議は必要に応じて開催)

北九州市いじめ問題専門委員会 委員

【任命する委員】

氏名	所属等	備考
天本 祐輔	北九州市医師会	継続
今村 浩司	西南女学院大学	継続
嘉嶋 領子	福岡県臨床心理士	継続
祖父江 弘美	清風法律事務所	継続
原田 香	市PTA協議会	継続
橋山 吉統	福岡県弁護士会	新規

【任 期】

令和3年11月19日から令和4年7月29日まで

北九州市いじめ問題専門委員会 委員名簿 (改選前)

(五十音順、敬称略)

職務等		氏名	性別	所属等
医師	北九州市医師会が推薦する 医師	あまもと ゆうすけ 天本 祐輔	男	北九州市医師会
学識経験者	精神保健福祉に精通する 学識経験者	いまむら こうじ 今村 浩司	男	西南女学院大学
臨床心理士	児童生徒の臨床心理につい て高度に専門的な知識と 経験を有する臨床心理士	かしま えりこ 嘉嶋 領子	女	福岡県臨床心理士会
弁護士	刑事弁護、特に少年事件に ついて経験豊富な弁護士	そふえ ひろみ 祖父江 弘美	女	清風法律事務所
保護者代表	市PTA協議会が推薦する 役員	はらだ かおり 原田 香	女	市PTA協議会

<任期> 自 令和 2年 7月30日

至 令和 4年 7月29日

※女性参画率 60.0% (3人 / 5人)

(案)

北九州市いじめ問題専門委員会 委員名簿 (追加任命後)

(五十音順、敬称略)

職務等		氏名	性別	所属等
医師	北九州市医師会が推薦する 医師	あまもと ゆうすけ 天本 祐輔	男	北九州市医師会
学識経験者	精神保健福祉に精通する 学識経験者	いまむら こうじ 今村 浩司	男	西南女学院大学
臨床心理士	児童生徒の臨床心理につい て高度に専門的な知識と 経験を有する臨床心理士	かしま えりこ 嘉嶋 領子	女	福岡県臨床心理士会
弁護士	刑事弁護、特に少年事件に ついて経験豊富な弁護士	そふえ ひろみ 祖父江 弘美	女	清風法律事務所
保護者代表	市PTA協議会が推薦する 役員	はらだ かおり 原田 香	女	市PTA協議会
弁護士	いじめ重大事態の調査審議 経験があり、北九州市で業務 をしていない弁護士	はしやま よしのり 橋山 吉統	男	福岡県弁護士会

<任期> 自 令和 3年11月19日

至 令和 4年 7月29日

※女性参画率 50.0% (3人 / 6人)

○北九州市いじめ問題専門委員会条例

平成26年6月25日
北九州市条例第42号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、北九州市いじめ問題専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第23条第2項の規定による報告に係る事案に関すること。
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。